

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における ボランティア参加学生に関する基本方針

平成 29 年 9 月 14 日
運営企画会議決定

1 目的

鹿屋体育大学（以下「本学」という。）は、本学学生が、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）において、ボランティア活動に参加しやすい環境を確保し、東京 2020 大会の成功の一助に資する。

併せて、本学学生が、東京 2020 大会において「おもてなしの心」や「責任感」など、日本人の強みを活かした活動を行い、社会の一員であることを自覚し、社会奉仕の大切さや個人の尊厳、社会連携の理念について認識を深めることができるよう配慮する。

2 東京 2020 大会期間中の配慮

ボランティアに参加する学生が、期間中のボランティア活動に支障がないよう平成 32 年度の学事日程を配慮する。

3 事前研修等への配慮

ボランティアに採用された学生が、東京 2020 大会におけるボランティア参加に係る研修等に参加するために授業及び定期試験を欠席する場合、当該学生から授業等の配慮願いを受けた教員は、学生に不利益が生じないよう配慮する。

附 則

- 1 この方針は、平成 29 年 9 月 14 日から施行する。
- 2 この方針は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が終了した日をもって廃止する。